

国立大学法人電気通信大学における治療と仕事の両立支援に関する規程

制定 令和5年11月8日細則第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学安全衛生管理規程第31条の4第2項の規定に基づき、治療が必要な疾病を抱える国立大学法人電気通信大学の職員に対する治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(両立支援の対象となる疾病)

第2条 両立支援の対象となる疾病は、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎その他の反復・継続して治療が必要となる疾病（短期で治癒する疾病は除く。）とする。

(両立支援の流れ)

第3条 学長は、両立支援を必要とする職員（以下「支援対象職員」という。）から支援の申出があったときは、当該職員の同意を得た上で主治医から治療の状況等に関する情報を収集し、産業医に対して当該情報を提供する。

2 産業医は、前項の情報を確認するとともに、支援対象職員から就業継続に関する希望、就業上の措置及び治療に対する配慮に関する要望の聴取を行い、支援対象職員の状態等を評価した上で、就業継続の可否に関する意見書を作成する。

3 学長は、主治医及び産業医の意見を勘案し、支援対象職員の就業継続の可否を判断する。
(入院等による休職を要さない場合の対応)

第4条 前条第3項により学長が支援対象職員の就業継続が可能と判断した場合は、産業医は、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容、実施時期等についてまとめた計画（以下「両立支援プラン」という。）を作成する。この場合において、産業医は、必要に応じて人事労務課及び支援対象職員の上司との協議を行う。

2 学長は、両立支援プランに基づき、必要に応じて次の各号に掲げる支援の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務内容又は業務量の変更
- (2) 就業の制限（超過勤務、休日勤務、出張等）
- (3) 勤務時間の短縮
- (4) 治療への配慮（定期的な休暇の取得等）
- (5) その他両立支援を実施するために必要とされる措置

3 前項に定める措置の適用期間については、本人及び職場の事情を勘案し、上司及び産業医等の意見を参考としたうえで、学長が定めるものとする。

4 学長は、支援対象職員の状況を適宜確認し、必要に応じて両立支援プランを見直すものとする。

(入院等による休職を要する場合の対応)

第5条 第3条第3項により学長が支援対象職員の休職等（病気休暇を含む。以下同じ。）が必要と判断した場合は、当該職員に対して、休職等に関する制度、休職等が可能な期間、職場復帰の手順等について情報提供を行う。

2 支援対象職員が休職等となった場合には、産業医は、当該休職等の期間中、支援対象職員の状況や治療の経過、今後の見込み等について適宜確認を行う。

3 支援対象職員の職場復帰について必要な事項は、国立大学法人電気通信大学職場復帰支援実施規程による。

(特殊な場合の対応)

第6条 学長は、支援対象職員に障害が残ることが判明した場合には、作業転換等の就業上の措置について主治医及び産業医の意見を求め、その意見を勘案し、十分な話し合いを通じて本人の了解が得られるよう努めた上で、就業上の措置を実施するものとする。

2 学長は、支援対象職員の疾病が再発した場合には、改めて状況に合わせ両立支援を検討するものとする。

(秘密保持)

第7条 両立支援に関係した職員は、両立支援の対応を通じて知り得た情報を他に漏らしはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第8条 両立支援の事務は、総務部人事労務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、両立支援に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年11月8日から施行する。